

【Bank Pay 取引規定】

改定後	改定前
第 1 章 Bank Pay 取引 1 の 2. (公金納付) (1) 利用者が、次の各号のうちのいずれかの者（以下「BP 公的加盟機関」といいます。）に対して、機構所定の Bank Pay 公的加盟機関規約（以下「BP 公的加盟機関規約」といいます。）に定める BP 公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、利用者アプリ等を機構所定の方法で操作した場合には、第 1 号においては BP 加盟機関銀行が、第 2 号においては BP 決済代行機関が当該公的債務の立替払を行うものとします。この場合、利用者は、BP 加盟機関銀行に対して、当該立替払いの費用（第 2 号においては BP 加盟機関銀行が BP 決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用）に係る補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引についても Bank Pay 取引に含まれるものとします。但し、当該 Bank Pay 公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座が BP 公的加盟機関で利用できない場合があります。 ① BP 公的加盟機関規約を承認のうえ、BP 公的加盟機関規約所定の BP 公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「BP 加盟機関銀行」といいます。）と BP 公的加盟機関規約所定の Bank Pay 公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関 ② BP 公的加盟機関規約を承認のうえ、BP 公的加盟機関規約所定の BP 決済代行機関と同規約所定の Bank Pay 間接公的加盟機関	第 1 章 Bank Pay 取引 1 の 2. (公金納付) (1) 機構所定の Bank Pay 公的加盟機関規約（以下「BP 公的加盟機関規約」といいます。）を承認のうえ、BP 公的加盟機関規約所定の BP 公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「BP 加盟機関銀行」といいます。）と BP 公的加盟機関規約所定の Bank Pay 公的加盟機関契約を締結した法人（以下「BP 公的加盟機関」といいます。）に対して、BP 公的加盟機関規約に定める BP 公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、利用者が利用者アプリ等を機構所定の方法で操作した場合には、BP 加盟機関銀行が当該公的債務の立替払を行うものとします。この場合、利用者は、BP 加盟機関銀行に対して、当該立替払いの費用に係る補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引についても Bank Pay 取引に含まれるものとします。ただし、当該 Bank Pay 公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座が BP 公的加盟機関で利用できない場合があります。

契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、BP 公的加盟機関規約所定の当該 Bank Pay 間接公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP 間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。 (2) 前項の定めに基づく Bank Pay 取引については、「BP 加盟店」を「BP 公的加盟機関」、「BP 直接加盟店」を「BP 決済代行機関」、「BP 加盟店銀行」を「BP 加盟機関銀行」、「売買取引債務」を「公的債務」、「加盟店端末」を「BP 公的加盟機関に設置された機構所定の端末」とそれぞれ読み替えた上で、この規定（第3条第4項第3号および第4条を除く。）を適用するものとします。 (略) 4の2.（立替払の場合の特則） (1) 立替払方式の場合は、利用者が利用者アプリ等において第3条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店銀行（第1条の2第1項第2号の場合にあっては、BP 直接加盟店）が利用者に代わって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該 BP 加盟店との間で成立するものとし、この契約も Bank Pay 取引契約に含めるものとします。また、この場合、当該 BP 加盟店銀行は自らまたは BP 直接加盟店もしくは BP 任意組合を通じて当該売買取引債務の立替払をするものとし（第1条の2第1項第2号の場合にあっては、BP 直接加盟店が当該売買取引債務の立替払をし、BP 加盟店	(2) 前項の定めに基づく Bank Pay 取引については、「BP 加盟店」を「BP 公的加盟機関」、「BP 加盟店銀行」を「BP 加盟機関銀行」、「売買取引債務」を「公的債務」とそれぞれ読み替えたうえで、この規定（第3条第4項第3号および第4条を除く。）を適用するものとします。 (略) 4の2.（立替払の場合の特則） (1) 立替払方式の場合は、利用者が利用者アプリ等において第3条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店銀行が利用者に代わって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該 BP 加盟店との間で成立するものとし、この契約も Bank Pay 取引契約に含めるものとします。また、この場合、当該 BP 加盟店銀行は自らまたは BP 直接加盟店もしくは BP 任意組合を通じて当該売買取引債務の立替払をするものとし、利用者は第1条第2項および第1条の2第1項に基づき当該 BP 加盟店銀行に対して負担する補償債務を、登録預金口座からの引落しによって支払うものとします。
---	--

銀行が当該立替払に基づく補償債務を BP 直接加盟店に履行するものとし)、利用者は第 1 条第 2 項および第 1 条の 2 第 1 項に基づき当該 BP 加盟店銀行に対して負担する補償債務を、登録預金口座からの引落しによって支払うものとします。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。	なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
第 3 章 Bank Pay 請求書払い 26. (適用範囲) 本章の規定は、当行が提供する地方公共団体への地方税等の納付サービスである「Bank Pay 請求書払い」(以下「BP 請求書払い」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。また、BP 請求書払いが可能な地方税等の対象は、機構が定めるところによるものとします。 27. (登録の方法等) (1) 利用者アプリを用いて BP 請求書払いを行う場合には、第 2 条に従って利用者アプリに預金口座を登録することが必要となります。 (2) 第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定は、利用者アプリを用いた BP 請求書払いに関し、「Bank Pay 取引」とあるのを「BP 請求書払い」と読み替えて適用するものとします。 28. (利用者アプリを用いた BP 請求書払いの方法等) 利用者が、利用者アプリを用いて BP 請求書払いを行う場合は、地方公共団体が発行す	(章の繰り下げ・条項の追加)

る納付書に印字された QR コード（以下「QR コード」といいます。）を利用者アプリにおいて読み込むことにより、当該納付書に基づく納付の可否を地方公共団体又は地方税共同機構に対して照会し、地方公共団体又は地方税共同機構より納付可能なものとして利用者アプリに送信された納付情報に基づき、登録預金口座から預金を引き落とし、その引落金額をもって、当行に対して BP 請求書払いの依頼を行うものとします。BP 請求書払いの依頼に当たっては、利用者アプリ上に表示された納付情報に誤りがないか、よく確認してください。

29.（規定の適用）

- (1) 第 6 条、第 8 条、第 11 条及び第 12 条の規定は、「Bank Pay 取引」とあるのを「BP 請求書払い」と読み替えて適用するものとします。
- (2) 第 15 条第 2 項、第 17 条、第 18 条（第 3 項を除く。）、第 19 条（第 1 項第 6 号、第 9 号及び第 15 号を除き、第 1 項第 2 号は 1 回あたりの送金額が当行所定の金額を超えるとに限り、第 1 項第 7 号及び第 8 号は利用者に関する部分に限る。）、第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 24 条の規定は、利用者アプリを用いた BP 請求書払いに関し、「BP ことら送金」とあるのを「BP 請求書払い」と、「送金」とあるのを「納付」と、「送金契約」とあるのを「納付委託契約」と、「送金情報」を「納付情報」と、「送金依頼」とあるのを「納付委託」と、「送金資金」とあるのを「納付資金」と、「送金通知」とあるのを「納付の依頼に関する通知」と、「誤った送金先に送金した場合」とあるのを「誤った納付先への

納付を依頼した場合」と読み替えて適用するものとします。なお、本条で準用する各規定の適用において「受取金融機関」とは、納付先となる地方公共団体所定の金融機関のことをいい、「受取口座」とは、当該金融機関に開設された当該地方公共団体所定の預貯金口座をいいます。 (3) 第19条第1項は次の場合にも適用するものとします。 ① QRコードに係る情報の内容が適切ではない場合 ② 破損、汚損又は印刷不良等によりQRコードが読み取れない場合 ③ 支払済みの納付書に係る納付情報による納付の依頼である場合 ④ BP請求書払いに関わる当行以外の第三者のシステム等の利用が不可である場合 30. (取引内容の照会等) 納付情報の内容や納入手続の結果、その他地方税等の納入等に関する照会については、納付先である地方公共団体にお問い合わせください。	
第4章 その他 31. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(章の新設) 第3章 その他 26. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。